

- ②医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年 12 月 24 日厚生労働省)
- ③遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 14 年 3 月 27 日文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ④北里大学病院における患者の個人情報保護に関する基本規程(平成 17 年 4 月 1 日施行)

(2) あなたは、この臨床研究により得られた「あなた自身が識別できる個人情報」の開示をもとめることができます。その際には、上記の指針・規程および「北里大学病院における診療情報の提供等に関する指針」に照らし開示の妥当性を判断します。開示できない場合には、必要に応じてその旨を説明します。開示にかかわる費用については別途請求させていただきます。

○料 金 コピー料金 1 枚につき 45 円

X 線フィルム 北里大学病院の規定料金

(3) あなたは、この臨床研究により得られた「あなた自身が識別できる個人情報の内容が事実ではないと判断した場合」には、訂正・追加または削除をもとめることができます。その際には、総括責任医師が内容を調査し訂正・追加または削除の必要性を判断します。訂正・追加または削除できない場合には、必要に応じてその旨を説明します。

(4) あなたは、この臨床研究により得られた「あなた自身が識別できる個人情報の取り扱いに違反があると判断した場合」には、利用の停止または消去をもとめることができます。その際には、総括責任医師が内容を調査し、違反が判明した場合には必要な措置を講じるとともに、必要に応じてその旨を説明します。なお、利用の停止または消去ができない場合にも、必要に応じてその旨を説明します。